

平成 27 年 3 月 5 日（木）に開催した平成 26 年度第 6 回公立大学法人静岡文化芸術大学経営審議会の結果は次のとおりである。

1 議 案

- (1) 静岡文化芸術大学学則の一部改正について
- (2) 静岡文化芸術大学大学院学則の一部改正について

ア 趣旨

学則及び大学院学則について、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、改正法の趣旨を踏まえて一部を改正すること、また、休学を申請できる要件について、海外での語学研修等のこれまでの取扱いをより明確にするために一部を改正すること、併せて平成 27 年度からの教育課程改正に伴い一部を改正することについて、その承認を求める。

イ 主な意見

- ・教授会は決定機関ではなく審議機関ではあるが、教育研究は幅が広く、さまざまな専門的知識を持つ各教員が大学の意思決定に関わることは重要であり、大学の運営側と教員側の建設的な関係が必要と考える。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- (3) 公立大学法人静岡文化芸術大学組織規則の一部改正について

ア 趣旨

大学運営における学長のリーダーシップ確立等のガバナンス改革を促進するために「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、改正法の趣旨を踏まえ、本学組織規則の一部を改正すること、また、事務局就職室が学生の就職支援だけでなく、学生のキャリア形成支援も行っていることから、実態に合わせた室名及び所掌事務とするため一部を改正することについて、その承認を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

2 協議事項

- (1) 平成 27 年度 事業方針（案）について
- (2) 平成 27 年度 年度計画（案）について

ア 趣旨

第 1 期中期計画の最終年度に当たる平成 27 年度において、その計画の完遂と次期中期計画を見据えて重点的に実施する教育内容の充実、学生支援の充実、研究の推進及び地域貢献の充実等の事業方針案、及びこれまでの実績を踏まえて平成 27 年度に実施する具体的項目を示した年度計画案について、意見を求める。

イ 主な意見

- ・地域貢献の目玉事業と、公開講座にはどのようなものがあるか。
- ・本学の工房に 3D プリンタ等の設備を備えた新施設（ファブリケーションラボラトリー）を設置し、地域企業、一般市民に公開し、技術支援や指導を行う予定である。また、公開

講座は、毎年春と秋にテーマを決めて開講し、本学教員が講演を行っている。その他、薪金や研究成果の発表会なども実施している。

- ・修学に困難を抱える学生に対する支援とは、奨学金のような経済的支援制度のことか。
- ・ここでの修学支援とは、経済的な支援ではなく、発達障害等の修学困難者への修学上の支援のことである。経済的な面は、授業料の減免制度等で対応している。

(3) 平成 27 年度 当初予算 (案) について

ア 趣旨

運営費交付金の削減等を考慮し、本年度の執行状況を踏まえて作成した平成 27 年度当初予算案の、重点項目及び新規事業等について、意見を求める。

イ 主な意見

- ・運営費交付金について、効率化係数による減とあるが、これは何か。
- ・運営費交付金のうち人件費及び研究費を除く管理的経費については、現中期計画期間中において毎年 1%減額されており、この率を指す。
- ・施設の償却積立金はないのか。
- ・本学施設は県の出資財産になるため、修繕は県の費用で行うことが原則であるが、本学が学校法人から公立大学法人に移行したこと、設置して 10 数年とまだ施設が新しいこと及び剰余金発生状況等から、本学がまだその制度の対象となっていない状況である。
- ・修繕が後手にまわると多額の経費を要する場合があるので、早い段階で修繕を行うよう対応すべきである。

3 報告事項

平成 26 年度 卒業予定者の就職内定状況について

事務局より、平成 27 年 3 月卒業予定者の 2 月末時点の就職内定率が前年度同月比で約 4 ポイント上回ったこと、まだ未内定者がいるため、引き続き指導していくこと等が報告された。

以上により議事を終了